

第3 1回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年8月7日(火) 午後2時00分～午後3時44分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】(13人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、6番 山中 譲、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、
14番 吉尾好市
【推進委員】(3人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、5番 篠田 博、
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(1人) 8番 伊芸精一、
【推進委員】(4人) 3番 平野幸敏、4番 宮川建作、6番 尾崎澄夫、
7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について (2件)
議案第2号 非農地証明願について (2件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 時間若干過ぎましたが、予定の人員が揃いましたのでこれから8月の定例会を始めたいと思います。稲刈り等で大変忙しい中お集まりいただきまして有難うございます。また、先だつての豪雨とか、また猛暑とか大変厳しい天候が続いております。熱中症等に十分注意していただきたいと思います。今日の欠席者でございますが、伊芸委員、平野推進委員、宮川推進委員、尾崎推進委員、福井推進委員が欠席ということですが会としては成立しております、今日の議事録署名人は堀野委員と篠田委員にお願いします。それでは早速会を始めたいと思います。議事に入りたいと思いますが、議案第1号農地法第3条許可申請について、2件出ていますが1番より順次事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料に基づいて御説明をします。議案書の1ページをお開きください。議案第1号3条許可申請が2件出ています。まず1件目、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、①黒潮町出口字鉄炮田387番1、田、

165 m²。②黒潮町出口字鉄炮田 389 番、田、16 m²。③黒潮町出口字石ガ谷 870 番 2、畑、1,085 m²。理由、所有権移転売買、許可あり次第所有権移転をするということです。資料の方は 2 ページから 12 ページになっています。まず、2 ページが航空写真での位置図となっています。3 ページが住宅地図。4 ページ、5 ページが 2 箇所に分かれますけれど、拡大航空写真になっています。6 ページが公図となっています。7 ページも公図 2 件目となっております。8 ページから 11 ページまでが現況写真となっております。最後の 12 ページが調査書となっております。今回 3 筆出てきておりますけれど、2 ページをお開きください。場所は黒潮町出口 2 ページの真ん中程に、丸三建設とありますが、その右側やや下あたりに申請地がありますが、①②で申請地でございます。今回、譲受人の自宅の前の 2 筆となっております。もう 1 筆、3 筆目の方が 2 ページの丸三建設の上に三浦小学校がございますけれど、そのすぐ左側、そちらのハウスの用地となっております。続きまして 3 ページが住宅地図となっております。先ほど説明しましたけれども、申請地の①②が譲受人の〇〇〇〇さんの自宅前。3 筆目の③が三浦小学校の左側の団地の中のハウスとなっております。続きましては、この農地に関しましての農用地区域については①②につきましては農用地区域外となっております。利用権の設定につきまして①②は無しとなっております。③こちらの方は農用地区域内、利用権に関しましては譲渡人の御父さんと譲受人の〇〇〇〇さん、平成 24 年 12 月 7 日から 34 年 12 月 6 日の期間を設定済みとなっております。今回、3 条許可あり次第に合意解約処理をするようにしています。続きまして、現況写真を見ていただきまして、8 ページになりますけれども現況が①②の農地が隣接地となっております。引き続き 10 ページにいけます。ハウスの 1 棟ですけれども 3 連棟、まあ 3 つつあるハウスの用地となっております。最後に 12 ページにまいります。第 3 条調査書に移ります。所有権移転ということで、譲受人〇〇〇〇さん。譲渡人〇〇〇〇さん。第 2 項第 1 号全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者は本人〇〇〇〇さんと奥さんとなっております。所有機械はトラクター 1 台、管理機 4 台、軽トラック 1 台となっております、該当はいたしません。第 2 項第 2 号につきましては、譲受人は個人であり、適用なし。とういこと該当いたしません。第 2 項第 3 号信託につきましては信託ではないので適用なし。とういこと該当いたしません。第 2 項第 4 号農作業常時従事としまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。とういこと年間 350 日の農作業従事日数となっておりますので、該当いたしません。第 2 項第 5 号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積 30a を超えます。今回の取得分を含めて 12,281.61 m²、122.81 a になりますので、該当は致しません。第 2 項第 6 号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当いたしません。ので該当いたしません。第 2 項第 7 号地域調和につきましては、所有権移転後も農作物栽培ということで、モモやみかんを栽培する予定となっているため、周辺農地への影響はないと考えています。以上、該当いたしません。事務局といたしましては、譲受人の〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり問題はないと判断します。以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員は私でございますが、8 月 3 日に〇〇〇

○さんに会いまして話をしてきましたが、現在、ハウスについては○○○○さんがすでにミカンを植えて耕作しております、家の近くの田んぼとなっておりますとも田んぼとして機能していないと、誰も作っていない耕作放棄地のような形になっておりまして、それをどうしても○○○○さんに譲りたいと○○○○さんからの要望でして、○○○○さんもほんまは欲しくわないけれどあんまり言うので地目変更をして畑として利用をしようかと言うような話を聞きました。周辺にも別に影響も無いようにも思います。許可相当かと自分では判断しています。よろしくをお願いします。

この件について何か意見質問有りませんか。

(質疑なし)

議長 無ければ御承認を受けたいと思います。農地法第3条の1番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。1番については承認されました。

続きまして3条許可申請の2番をお願いします。

事務局 引き続きまして説明いたします。2件目、譲渡人、○○○○の○○○○さん。譲受人、○○○○の○○○○さん。申請地は、黒潮町入野字霜月田512番イ、畑、294㎡。理由、所有権移転売買、許可あり次第所有権を移転するということです。説明資料は13ページから18ページとなっております。まず13ページをお開きください。順番としましては変わり無く、航空写真の位置図となっております。その後に住宅地図、航空写真の拡大、公図、現況写真、最後に18ページの調査書となっております。まず13ページの航空写真によりますと、真ん中のやや上の方に今倉商店さんの事務所があります。今回申請している場所が、前回6月に形状変更に出てきておりました土地のすぐ隣接地にはなりますけど、場所がくろしお鉄道からやや申請本人さんの自宅の間の1筆となっております。15ページを御覧ください。拡大の航空写真でございますけれども、1筆で申請しておりますが現況は半分半分で半分が耕作放棄地のようにとなっておりますが、耕作はされております。17ページが現況の写真となっております。あと、ここにつきましては全部事項証明書の権利者、登記簿の方の権利者ですけれども譲渡人の叔母さんの名義にはなっておりますが亡くなっているため、相続人として譲渡人今回申請した○○○○さんで申請しております。なお、相続関係につきましては相関図、戸籍簿、行政書士さんから提出されておりますけれども事務局で確認をいたしております。18ページ調査書について説明させていただきます。所有権移転、譲受人、○○○○さん。譲渡人、○○○○さん。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者、本人さん、父さん、臨時雇用が5名ほどとなっております。保有機械としまして、トラクター1台リース、ユンボ2台、管理機1台、軽トラック1台となっております、こちらは該当いたしません。第2項第2号農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり適用しません。ということで該当いたしません。第2項第3号信託につきましては、信託ではないので適用なし。ということで該当いたしません。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。年間200日の農作業従事日数

ということで該当いたしません。第2項第5号下限面積、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えます。今回の取得分を含めて11,561.9㎡、115.619aということで該当いたしません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しませんので、該当いたしません。第2項第7号地域調和については、果樹栽培を行うので周辺農地への影響はないと考えておりますので、該当しません。事務局としましては、今回の所につきましては問題はないと判断します。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありました。担当委員さん補足説明があれば御願います。

〇〇委員 日曜日に〇〇〇〇さんの所へ行ってきました。17ページを見ていただいて、枠の中の右の方はまだ耕作されていますが、〇〇〇〇さん以外の今まで作りよった人がまだ野菜を植えているそうです。でも僕が買って畑は作ってくださいよと言ってあるそうで、ここを直ぐに埋める話はしていませんでした。それと、ここが第1種農地ということで転用は難しいということも話しましたが、十分理解されていまして。排水はきちんと流れるようにしますということでした。今買う所の手前にサトウギが有るのですが、行く行くは買うてくれやという話になる可能性があるかと話していました。以上です。

議長 はい、今、担当委員さんからの説明がありましたが、現状のままで畑として耕作するということでございますが、何かこの件について質疑質問のある方。

(質問なし)

議長 特にありませんでしたら承認を受けたいと思います。第3条許可申請2番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番につきましても承認されました。

続きまして非農地証明2件出ていますが、1番より事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第2号非農地証明が2件出ております。1件目です。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地が①としまして黒潮町加持川字中谷2008番、畑、36㎡。②黒潮町加持川字石カキ田1877番、畑、251㎡。願出理由としまして、平成元年頃から耕作していない。現在は原野になっている。ということです。資料にしましては、19ページから24ページとなっております。まず19ページを御覧ください。航空写真で左側の下に旧北郷小学校があります。そこから、町道で本谷の方に入って行きまして〇〇〇〇さんの自宅の横をずっと入って行きまして、今、現在は山へ作業道のような形で本谷、あと口湊川、猿飼、その辺りにぬける作業道の方が5、6年前に着いているということでその麓、神社の下側から山の方に登って行く道がありますので、それを登ったほぼ山の頂上になります。場所が①②がほぼ隣接している状況です。21ページがやや拡大しておりますが、実際の所ほぼ山の状況になっておりますので、次の22ページ公図にしまして若干2筆ちょっと空間が空いておりますけれども、ほぼ距離が近い場所となっております。23ページを御覧ください。中谷2008番の方、現況が山林の状態となっております。24ページですけれども、こちらが山の方を切り開いた形で、コンクリートで基礎があると思うんですけれども、実は現地の山の中の昔は農地だったと思われる所なんですけれども、今回山林を伐採して石造を建てようとしていたところ、農地の許可申請をしているのかとお話しがあり証明願いを今回取り急ぎ出してきたということです。両筆に関

しましても農地には今後とも再生は困難ということで判断をいたしております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明はありませんか、お願いします。

〇〇委員 今、事務局の方から言われたことと同じなんですけれど、作業道は4駆の車で上がらないと行けないような所で4、5分ぐらい掛かる所で木も一杯生えてますし畑に戻すのは無理と思います。下の所はウォーキングコースにもなっていて休憩場になっているそうです。畑に戻すのは難しいと思います。

議長 今、担当委員さんからの説明も終わりましたが何かこの件について質疑質問はありませんか。

(質問なし)

議長 無ければ承認を受けたいと思いますが、議案第2号の非農地証明1番につきまして承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。1番につきましては承認されました。

続きまして非農地証明2番をお願いします。

事務局 非農地証明願の2件目の説明をさせていただきます。願出人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。願出地、今回10筆あります。①黒潮町不破原字イヅメ1番、田、493㎡。②黒潮町不破原字イヅメ6番1、田、206㎡。③黒潮町不破原字イヅメ7番2、田、1,915㎡。④黒潮町不破原字ドラジリ24番2、田、190㎡。⑤黒潮町不破原字車田60番2、畑、356㎡。⑥黒潮町不破原字車田64番1、畑、390㎡。⑦黒潮町不破原字車田64番2、畑、292㎡。⑧黒潮町不破原字車田64番3、畑、815㎡。⑨黒潮町伊與喜字高岡5番1、田、2,373㎡。⑩黒潮町不破原字下モ正寿庵山483番口、畑、991㎡。願出理由としまして、平成10年以降、農地として使用しておらず荒地となっている。ということです。資料の方は25ページから48ページとなっております。まず、資料の25ページをお開きください。こちらは航空写真で、今回集落としましては不破原地区の全部で今回掛かっている10筆を落としています。10筆ありますので、不破原のほぼ半分を今回申請しているということになります。場所は左下から①、ややその上の国道を挟んで②、今度戻ってきまして③、その右横に④、続きまして国道沿いの倉庫の所が有るんですけれども、地図上の真ん中よりやや右下に⑤、そのすぐ横の谷のところに⑥⑦⑧の3筆があります。⑨は戻りまして、不破原の入口側になりますけれど国道のすぐ上の竹藪の所が⑨です。最後の⑩が不破原の伊与木川の、地図で言うと町営市野々川住宅のやや右側の山の上になりますけれども⑩の場所があります。以降、住宅地図をエリア毎に拡大分けして出させてもらっております。そのあとが1筆ごと、2筆まとめたそれぞれの拡大航空写真となっております。34ページ以降が公図となっております。39ページから①から始めとしまして順に現況写真となっております。ここにつきましては農用地区域外となっております、利用権の設定に関しましてもございません。現況としましては、全て荒廃してまして農地に再生は困難と判断しています。事務局は以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明はありませんか、お願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さん所にお話を聞きにいきましたが、まだ名義変更されてなかったので高知に居られる弟さんにしていただいたということで、ここに出ている内容が分かってなかったようで確認をとってもらいました。写真にあるように現場は荒れているような状況で御本人もよろしくお願ひしますということでしたので、よろしくお願ひします。

議 長 この件について、質疑等ございませんか。

〇〇委員 この 10 番までの番号を打たれているところは、〇〇〇〇さんの名義になっているんですか。

事務局 名義、登記は〇〇〇〇さんになっています。共有だったので手続きをして登記が出来て今回申請になったようです。

議 長 他には質疑有りませんか。無ければ承認を受けたいと思います。
(質疑なし)

議 長 この 2 番につきまして承認されます方の挙手をお願いします。
(挙手全員)

挙手全員でございます。2 番につきましても承認されました。

続きまして議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号で別冊の資料を御確認ください。それでは表紙を捲っていただきまして、1 ページ、2 ページ、3 ページと今回 10 件ですけれども筆が 27 筆ありますので御説明させていただきます。

(資料を基に整理No.30-17 から 30-26 まで内容を説明する)

議 長 利用権の説明が終わりましたが、何か質問のある方。挙手をお願いします。

議 長 それでは承認を受けたいと思います。議案第 3 号について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第 3 号については承認されました。

議案第 4 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは説明させていただきます。今回 4 人の方が申請されています。

まず 1 番の〇〇〇〇さん、ハウス加温機の更新です。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑はありませんか。

議 長 無いようでしたら、承認を受けたいと思います。

〇〇〇〇さんの借入について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの件については承認されました。

続きまして 2 番の〇〇〇〇さんについてお願いします。

事務局 続きまして、表紙に戻りまして 2 番の〇〇〇〇さん、内容はハウス加温機の更新となっております。

(以降、資料を基に内容を説明する)

- 議 長 今、事務局の説明が終わりました。〇〇〇〇さんについても内容はハウス加温機の更新となっております。この件について何か質疑ありませんか。
- 〇〇委員 はい。
- 議 長 どうぞ。
- 〇〇委員 最初の方より更新費安いのに補助金は同じなんですか。
- 事務局 上限額が決まっているので、上限額を超えたら同じになります。
- 議 長 よろしいですか。
- 〇〇委員 はい。
- 議 長 他に何かありませんか。
(質疑なし)
- 議 長 無いようでしたら、承認を受けたいと思います。
この〇〇〇〇さんのハウス加温機の更新について承認されます方、挙手をお願いします。
(挙手全員)
はい、挙手全員でございます。〇〇〇〇さんについても承認されました。
続きまして、3番〇〇〇〇さんのハウスリース料ということですが事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、3番の〇〇〇〇さんのハウスリース料について説明します。
(以降、資料を基に内容を説明する)
- 議 長 今、事務局の説明が終わりましたが、内容はハウスのリース料となっております。この件について何か質疑質問等ありませんか。
- 〇〇委員 広報にレモンの補助金のことが出ていましたが、60ページに黒潮町レモン産地化支援事業とありますが、その補助事業も入っているのですか。
- 事務局 レンタルの補助金と別に、レモンの補助金が入っています。
- 議 長 他に質疑質問はありませんか。
(質疑なし)
- 議 長 無いようでしたら承認を受けたいと思います。
〇〇〇〇さんの件について、ハウスのリース料の借入金ですが承認される方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議 長 はい、挙手全員でございます。〇〇〇〇さんの分につきましても承認されました。
続きまして、4番の〇〇〇〇の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、最後の④番〇〇〇〇、〇〇〇〇さんのところを説明させていただきます。
今回、内容としましては中古のAPハウス、中古の色彩選別機、中古の噴射洗浄機となっております。
(以降、資料を基に内容を説明する)
- 議 長 今、事務局の説明が終わりました。この件について何か質疑質問等ありませんか。
(質疑なし)
- 議 長 それでは、〇〇〇〇の件について承認をいただきたいと思います。この件について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でございます。4番につきましても承認をされました。

議 長 それでは、(3) その他の討議・報告事項について、を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 3番その他の討議・報告事項について、事務局、委員より以下について提案され協議をした。

1. 農地パトロールの日程について（本年度の日程表の案を基に協議する。）

・事務局案により承認される。マイクロバス等の使用の確認をして9月の定例会で正式な日程表を配ることとする。

事務局 ○その他について、事務連絡2件について説明する。

議 長 今日は、これで定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後3時44分終了)